

戦後住宅供給における年金福祉事業団の融資事業に関する研究

主査 荒木 菜見子^{*1}

委員 中川 理^{*2}、中野 茂夫^{*3}

本研究は戦後住宅供給の制度として 1962 年度から開始された年金福祉事業団の住宅融資制度が果たした役割について、事業団設立の経緯や事業内容等の整理と、実際に制度開始初年度に融資を受けて建設された複数の、中小企業の事業協同組合による共同化住宅建設の事例調査を検証することで明らかにした。結論として、年金福祉事業団は、被保険者に直接還元融資が可能で、かつ住宅の建設基準の規定がなく任意の設計ができたため、従業員住宅の戸数の確保と福祉向上が求められた高度成長期において、中小企業が従業員住宅を共同建設する際に積極的に利用され、住宅の量的供給と質向上の両側面において一定の役割を果たしたことがわかった。

キーワード：1) 住宅政策，2) 事業協同組合，3) 労働者住宅，4) 還元融資，5) 年金住宅，
6) 共同化，7) 従業員住宅，8) 共同住宅，9) 給与住宅，10) 福利厚生

A STUDY OF THE PENSION AND WELFARE CORPORATION'S LOAN PROGRAMS IN POSTWAR HOUSING SUPPLY POLICY

Ch. Namiko Araki

Mem. Osamu Nakagawa, Shigeo Nakano

This study examines the role played by the housing loan system of the Pension and Welfare Corporation, which was launched in 1962 as a postwar housing supply system. For this purpose, we summarized the background of the establishment of the corporation and its business activities and conducted a case study of a cooperative housing project for employees, which was constructed with loans in the first year of the program, and which was jointly operated by several small and medium-sized companies.

1. はじめに

1.1 本研究の背景・目的

わが国の住宅供給は、戦後は主に公的セクターによる推進が図られてきた。住宅金融公庫法（1950 年 5 月制定）、公営住宅法（1951 年 6 月制定）、日本住宅公団法（1955 年 7 月制定）などの制度が中心となり、戦後住宅政策の推進が図られてきた。

わが国戦後における住宅供給政策に関する研究には、これらの主要な公的制度がいかに成立し、いかに機能したのか、その制度史・事業史に関わる研究が先行し、その検証も積み重ねられてきた。主要な研究として、住田昌二による研究（1992 年）^{文1)}では、戦後の住宅政策が、量的供給が求められた時代の制度・政策が指摘され、そのうえで質向上の時代に向けた住宅政策の再構築が必要であるとし、戦後住宅供給政策の限界を指摘した上で新たなコンセプトの政策デザインを提示した。本間義人による研究（2004 年）^{文2)}では、都市基盤整備公社の廃止や住宅金融公庫の廃止を受け終焉を迎えた戦後住宅供給

政策について、個別供給主体別に成立、展開過程を立証することで、住宅政策の再構築にヒントを与えた。

彼らも指摘するように、戦後住宅政策は量的供給の役割を果たし、質向上が求められる時代に突入したことで限界を迎えた。量的供給が特に求められたのが労働者層の住宅であり、長らく課題とされたその不足に対してはさまざまな制度が展開され対策が講じられた。労働者住宅の建設を促進したものとしては、住宅金融公庫の産業労働者住宅や、雇用促進事業団の雇用促進住宅、年金福祉事業団の還元融資住宅などがあるが、『賃金と社会保障』（1963 年 5 月）^{文3)}によれば、1963 年度の住宅予算において労働者向け住宅戸数が年金福祉事業団の数が公営住宅や雇用促進住宅などよりも群を抜いて多く、35%に達していた。すなわち、年金福祉事業団の融資事業は戦後住宅供給に大きな役割を果たしたことが考えられる。

また、住宅の量的供給の仕組みとしては団地建設方式があり、特に、企業が社員のために建設した社宅および社宅街については、社宅研究会が、近代以降の社宅街に

^{*1} 米子工業高等専門学校 講師 ^{*2} 神戸女子大学 客員教授 ^{*3} 大阪公立大学 教授

について全国の事例を挙げ、社宅という事業体制によって創出される住宅文化の質について言及した^{文4)}。戦後高度成長期には、中小企業の共同化・高度化がおこるなかで、中小企業組合を結成して共同で従業員住宅を建設する動きが散見されるようになった。その事例として岐阜駅前の繊維問屋街による年金福祉事業団の融資を用いた従業員住宅の共同建設について、拙稿^{文5)}でまとめたが、こうした事例は他にも全国でみられるはずである。

こうした背景から本研究では、年金福祉事業団の融資事業に着目し、特に、中小企業の事業共同組合が融資を受け建設した従業員共同住宅がどのように事業化し実行されたのかについて、年金福祉事業団の住宅融資事業が開始された1962年度の各事例を個別検証する。この作業を通じて、高度成長期の中小企業の従業員住宅の共同建設とは、それに応えた年金福祉事業団の融資事業とは戦後住宅供給に対してどのような意味を持ったのかを明らかにする。

1.2 研究方法

まずは戦後住宅政策を概観しながら、とりわけ労働者住宅に対してどのような制度が存在したか、『年金福祉事業団十年史』(1972年)^{文6)}や『住宅金融公庫十年史』(1960年)^{文7)}、『労働関係融資制度の手引き』(1960年)^{文8)}などの史料より整理し、そのなかで年金福祉事業団の住宅融資制度の制度的特徴を把握する。

その上で、実際に年金福祉事業団からの融資により中小企業の事業共同組合が建設した従業員共同住宅について、個別事例を調査、分析する。対象とする事業は、年金福祉事業団が住宅融資事業を開始した、1962年度における融資決定先とする。労務研究所が1951年より刊行している雑誌『旬刊福利厚生』^{文9)}に、1962年度の年金福祉事業団の融資決定先の全リストが掲載されている。住宅融資の決定先件数は全729件で、事情主体別内訳は、厚生年金保険事業主が701件、事業協同組合が10件、消費生活協同組合が9件、民法法人・その他が7件、商工会議所等が2件である。本研究では、このうち事業協同組合による住宅団地建設の事業を抽出した(表1-1)。

各事例について、地元図書館や公文書館に所蔵された市史や県史、雑誌や新聞、公文書等のあらゆる史料を用いて事業内容について把握し、住宅地図や空中写真を用いて事業実施場所を特定、そのうえで現地踏査やヒアリングを実施し実態の把握をこころみた。

以上の、制度的な分析と実際の事業内容の分析から、最終的に、年金福祉事業団の住宅融資事業の特徴と、その果たした役割、戦後住宅供給に対して持った意味を明らかにする。

2. 戦後の住宅政策と年金福祉事業団の位置

2.1 建設省の発足と住宅政策^{注1)}

まずは戦後の住宅供給政策がいかにしてスタートしたのか。住宅金融公庫法(1950年)、公営住宅法(1950年)、日本住宅公団法(1955年)は、すべて建設省により所管されていた。

そもそも建設省は、1948年1月に戦災復興院と内務省土木局が統合されて建設院として発足し、同年7月に改称されたものである。罹災都市応急簡易住宅建設要綱(1945年9月)や住宅緊急措置令(1945年11月)、臨時建築制限令(1946年)、罹災都市借地借家臨時処理法(1946年8月)、地代家賃等政令公布(1946年9月)など、終戦直後にはさまざまな住宅政策が展開されたが、建設省の発足以降は、住宅政策、住宅行政は同省に一元化されることになった。

建設省は、住宅の総合計画を法に基づいて法定計画として閣議決定で決めるべきであるとし、これにより1966年6月に住宅建設計画法が制定され、住宅金融公庫法、公営住宅法、日本住宅公団法の法制度が一体化して展開されることとなったのだった。

一方で、建設省以外の省庁が所管した住宅建設に関わる公的資金も同時に存在した。雇用促進事業団法(1961年)による雇用促進事業団融資は労働省に、年金福祉事業団法(1961年)による年金福祉事業団融資は厚生省にそれぞれ所管されており、各省庁で独自に運用されていた。すなわち、法定計画の下で住宅政策を進めたい建設省の思惑に反して、労働省、厚生省のそれぞれの住宅融

表 1-1 年金福祉事業団の「事業協同組合」への貸付決定状況(1962年度)

都道府県別	借入申込者	貸付対象事業内容		貸付決定額 (単位 千円)
		規模構造 [カッコ内は筆者の読解による]	戸数<収容人員>	
北海道	苫小牧工業振興協同組合	防2-1 [防火建築2階建て1棟]	<24>	3,000
北海道	協同組合札幌木工センター	ブ2-2 [ブロック造2階建て2棟]	12 <48>	8,800
山形	酒田卸業住宅協同組合	鉄3-1 [RC造3階建て1棟]	18	16,000
新潟	中央商店街協同組合	鉄平-1 [RC造平屋建て1棟]	<20>	7,300
長野	松本青年商業者福祉協同組合	鉄2-1 [RC造2階建て1棟]	<34>	9,200
岐阜	川崎団地福祉(協組)	鉄3-1 [RC造3階建て1棟]	<80>	23,700
岐阜	岐阜繊維センター芝原(協組)	木平-33 [木造平屋建て33棟]	33	24,000
静岡	(協組) 浜優専門店会	鉄3-1 [RC造3階建て1棟]	<50>	11,400
愛知	豊橋広小路二丁目商店会(協組)	鉄4-1 [RC造4階建て1棟]	34	5,400
岡山	岡山鉄工センター	ブ2階部分-1 [ブロック造2階部分1棟] ブ平-1 [ブロック造平屋建て1棟]	<96>	9,600

資の制度が存在していた。

2.2 年金福祉事業団の設立経緯^{注2)}

年金福祉事業団は、1961年から2001年まであった厚生省（のち厚生労働省）所管の特別法人である。設立時の目的は、「厚生年金保険、船員保険及び国民年金の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うとともに、これらの制度の被保険者非保険者であった者及び受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置又は整備を促進するための措置を講ずること」であった。

そして業務内容の一つに、「次に掲げる者に対し、厚生年金保険、船員保険又は国民年金の被保険者、被保険者であった者又は受給権者の福祉を増進するため必要な老人福祉施設、療養施設その他の施設で政令で定めるものの設置又は整備に要する資金の貸付を行うこと」とある。「次に掲げる者」とは、「イ.厚生年金保険の適用事業所の事業主又は船舶所有者」「ロ.イに掲げる事業主又は船舶所有者である事業者で組織された事業協同組合その他の法人又はこれらの法人の連合体である法人で政令で定めるもの」、など全四項が挙げられている。ここで重要なのが、いずれも対象者が被保険者であるということである。このことについて、『住民と自治』（1964年9月）¹⁰⁾では、もともと年金積立金の還元融資は貸付対象者が地方公共団体に限られていたのを、被保険者にも融資できるようにした結果生まれたのが年金福祉事業団であると指摘している。

また、貸付対象となった施設の種類としては、「療養施設、休養施設、体育施設、教養文化施設、給食施設、住宅、老人、身体障害者、母子または児童のための施設で前各号に掲げるもの以外のもの、前各号に掲げるもののほか、法第17条第2号に規定する被保険者等の福祉を増進するために必要な施設で厚生大臣が指定するもの」が挙げられた。ここでいう住宅とは、社宅、寄宿舎、分譲住宅等厚生年金保険の被保険者又は船員保険の被保険者のための住宅である。ところが、そもそも貸付対象施設の種類の住宅に加えられたのは、事業団発足の翌年1962年のことだった。さらに、このとき加えられたのは賃貸住宅のみで、1966年には民間の持家推進対策に即応するかたちで分譲住宅が新たに貸付対象施設に加えられた。

貸付対象施設に住宅を加えるのが次年度に見送られた理由は、建設省の主張と折り合いがつかなかったためであった。建設省は前述のとおり、住宅政策を法定計画の下で進めるべきだとしていたため、厚生省所管の年金福祉事業団が独自に住宅融資の制度を運用することに反対の立場を示したのだった。

実際、すでに建設省は、事業主が従業員のための住宅を建設する場合に融資をすることのできる事業枠である、産業労働者住宅建設資金の貸付制度を住宅金融公庫に設

けており、労働者住宅への融資はこれで事足りると考えられていたのである。

そこで次節では、住宅金融公庫による産業労働者住宅建設資金の貸付制度と、年金福祉事業団による住宅融資制度の内容について比較する。

2.3 労働者住宅への各融資制度の比較

1) 住宅金融公庫の産業労働者住宅資金貸付制度^{注3)}

産業労働者住宅資金融通法は1953年に制定された。それまで、会社等がその労働者のための社宅を建設しようとする場合に国家資金を融通する制度は、戦後間もなく行われた炭鉱労働者住宅に対する復興金融公庫の融資しかなかった。1950年の住宅金融公庫法の制定により、一般の賃貸住宅に対する融資は開始されたが、この融資を受けられるのは住宅協会、公社等賃貸事業を営む法人に限られ、入居者としては原則として不特定の一般市民を対象とするものだった。1952年当時のわが国の住宅事情は、一般の住宅不足率が約20%であったのに対し、労務者の住宅不足率は約25%と推計されており、勤労者の為の住宅を建設する事業者に対し、長期かつ低利の国家資金を直接融通し、労働者のための低家賃住宅の建設促進を図る必要があったのだった。

融通法の目的には、健康で文化的な生活を営むに足りる産業労働者住宅を建設しようとするものに対し、必要な資金の一部を長期かつ低利で融通することにより、その建設を促進し、もって産業労働者の福祉の増進と産業の発展に寄与することが示された。

資金融通業務を行うのは住宅金融公庫だが、業務の一部を地方公共団体及び金融機関に委託することができ、資金の貸付に関する申込みの受付及び審査については、地方公共団体に対して委託することとしている。これは、より公的な立場から貸付を適当とするかどうかを判断させるためのものであった。

貸付を受けることができる者は、「生産、販売、運送その他の事業を営み、常時五人以上の従業員を使用する事業者」、「事業者が、その事業に使用する産業労働者のために住宅を建設して貸し付ける目的で出資または融資する会社その他の法人」とされた。

貸付の対象となる住宅は、産業労働者に貸し付けて居住させる住宅で、1967年度からは法改正により分譲住宅も加えられた。また、一戸あたりの床面積が100平方メートル（約30坪）を超えてはならず、かつ建設費が標準建設費（建築主体工事費、電気工事費、給排水衛生工事費、設計監理費その他住宅を建設するため通常必要な諸経費。構造別、階数別などで細かく定められている）の1.2倍を超えてはならないとされた。新たに土地の取得が必要な場合には土地取得資金も融通の対象となった。

融資対象面積は、建築、土地それぞれについて規定が

あった。建築については、世帯向け共同住宅では一戸当たりの平均面積は43平方メートル（約13坪）以内、共同宿舍では一人当たりの平均面積は共用部分を含めて13.3平方メートル（約4坪）以内（1953年度までは12平方メートル（約3.6坪）以内、1954年度までは10平方メートル（約3坪）以内だった）、その他の住宅では一戸当たりの平均面積は43平方メートル（約13坪）以内（1954年度までは47平方メートル（約14坪）以内だった）とされた。土地については、世帯向け共同住宅と共同宿舍では、建物融資対象面積の二倍以内（1954年度までは建物延べ面積の二倍以内、1957年度までは一戸当たり165平方メートル（約50坪）以内だった）、その他の住宅では一戸当たり165平方メートル（約50坪）以内（1954年度までは一戸当たり230平方メートル（約70坪）以内だった）とされた。

貸付金の限度額は、構造別に定められており、耐火構造、簡易耐火構造では六割、木造では五割五分とされた。

貸付金の利率は一律で年六分五厘で、償還期間は構造別に、耐火構造では35年以内、簡易耐火構造では25年以内、木造では18年以内とされた。

また、住宅の使用料または家賃の額についても定められており、当該事業者で使用されている産業労働者の平均給与ベースの10%以内であることとされた。

建築基準については、住宅金融公庫産業労働者住宅建設基準の全83条により第1章一般事項、第2章世帯向け住宅基準、第1節一般基準、第2節木造住宅及び防火構造住宅基準、第3節簡易耐火構造住宅及び耐火構造住宅基準、第4節共同住宅基準、第3章単身者共同宿舍基準と、かなり詳細に定められていた^{文11)}。

2) 年金福祉事業団の住宅融資制度^{注4)}

一方の年金福祉事業団では、2.2で経緯を記したとおり、事業団発足の翌年である1962年度から融資対象施設に住宅が加えられた。

貸付対象施設の要件が施設の種類ごとで示されており、住宅の場合では、三項目が挙げられた。まず一つ目に「住宅は安全上、衛生上および耐久上必要な規模、構造、および設備を備え、かつ良好な居住性を有するものでなければならない」、二つ目に「共同住宅（世帯用アパート）および共同宿舍（単身者用寮）は、原則として耐火構造または簡易耐火構造でなければならない」、三つ目に、「住宅の困窮割合が相当以上のものでなければならない」、というものである。

さらに運用上で満たしているべき要件も示された。床面積については、世帯向け住宅では一戸当たり（廊下、階段当の共用部分を含む）30平方メートル以上120平方メートル以下、単身者向住宅では居室（押入、ロッカー等の設備を除く）の一人当たりの床面積は5平方メー

トル以上10平方メートル以下とされていた。また、共同住宅、共同宿舍は建物の延べ面積が330平方メートル以上のものは、耐火構造または簡易耐火構造のものであることとされた。これらに加え、事業主体が入居者から徴収する家賃の額についてもここで要件として示され、月割償還金相当額に管理費等の必要経費を加えた額の範囲内であって、入居者の負担が過重にならないよう十分に配慮されたものであることとされた。一方で、建設基準は特に設けられていなかった。『企業実務』（1966年）^{文12)}によれば、設計は任意にできたということである。

貸付の相手方については、住宅の場合は、五項目が挙げられた。まず一つ目に、「事業主および船舶所有者（そのものによって使用される被保険者のための住宅を設置または整備しようとする者（事情主または船舶所有者が、その事業に使用する被保険者のために住宅を建設させる目的で出資する法人で事業団が指定するものを含む）に限る）」、二つ目に、「消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、中小企業等協同組合（火災共済協同組合および信用協同組合を除く）」、三つ目に、「民法（明治29年法第89号）第34条の規定により設立した法人で住宅の設置または整備のための資金の貸付の相手方とすることについて特に厚生大臣の承認を受けたもの」、四つ目に、「指定法人（国民年金の被保険者等で組織された法人またはこれらの法人の連合体である法人を除く）」、五つ目に、「日本勤労者住宅協会」とされた。

貸付の相手方の要件としては、社会的信用があり、事情内容が堅実なものであること、十分な償還能力を有するとともに、担保、保証人が確実なものであること、貸付の対象事業またはこれと同種の事業の経営について十分な経験を有するかまたは能力が十分であると認められるものであること、決算が良好であり、かつ将来においても事業が安定していると認められるものであること、が示され、さらに、厚生年金保険、船員保険、または国民年金の保険料の納入成績等が良好であること、事業主体の経営者およびそのものの経営する事業内容に社会的な問題がないものであることも示された。また、審査内規には、二以上の事業主が共同で施設を設置し、または整備するときは、当該事業主等を共同の貸付の相手方として資金の貸付を行うことができるものと示された。

貸付金の使途としては、新築資金、増改築資金、設備品購入資金、土地取得資金が認められており、貸付金の限度額は、貸付の対象となる施設の種類ごとに定められた標準面積に1平方メートル当たり標準価格を乗じて得た額に、融資率を乗じて得た額とされた。10万円未満の端数金額は切り捨てで、一施設当たり50万円未満となるときは融資の対象とならないこととなっていた。また、融資率は大企業では70%、中小企業の事業主その他の法人では90%まで認められた。

貸付金の利率は、大企業事業主に対しては年7％，中小企業事業主その他の法人に対しては年6.5%，産業労働者住宅資金融通法第七条第一項の規定により産業労働者住宅資金の貸付の相手方であるもの以外のもの（住宅生活協同組合，その他の法人）に対する分譲住宅資金に対しては年5.5％とされた。

償還期限については，構造別に，耐火構造では1年以上35年以内，簡易耐火構造では1年以上25年以内，木造では1年以上18年以内とされ，据置期間については，いずれもなしとされた。

3) 両者の比較からみる年金福祉事業団の特性

以上，住宅金融公庫と年金福祉事業団がそれぞれ運用した労働者住宅に対する融資制度に関してその内容を見てきたが，要点を比較してみると表2-1のようになった。

まずは所管省庁の違いがあり，これは2.1，2.2で述べた通りである。制度の設立趣旨については，産業労働者住宅建設資金の貸付制度はあくまで労働者住宅の数の確保が最優先で，そのための低利融資であることが強調されているが，年金福祉事業団の住宅融資制度はその財源が年金積立金であることから被保険者への福祉還元の意味合いが強かったとみることができる。

貸付対象となる住宅に関しては，両者とも被雇用者が入居する住宅ということ，制度開始当初は賃貸のみであったことに差はないが，大きく違うのは，産業労働者住宅建設資金の貸付制度では細かな建設基準が定められたのに対し，年金福祉事業団の住宅融資では任意の設計が可能だったことである。

また，貸付限度額や年利では，産業労働者住宅建設資金の貸付制度よりも年金福祉事業団の住宅融資制度の方が借り手にとって，特に中小企業その他の法人にとって有利な条件となっている。償還期限については両者に差はなかった。

すなわち，事業主にとっては年金福祉事業団の住宅融資制度はかなり利用しやすいものだったと考えられる。1962年から1969年までの住宅金融公庫の産業労働者住宅の貸付金額と年金福祉事業団の貸付金額をそれぞれ

『住宅金融公庫二十年史』と『年金福祉事業団十年史』からまとめ，比較したものが図2-1である。1964年までは住宅金融公庫の産業労働者住宅の貸付金額も右肩上がりだが，それより先は年金福祉事業団の住宅融資の貸付金額が急増しているのに対して住宅金融公庫の産業労働者住宅の貸付金額は減少していた。融資決定件数についても，年金福祉事業団の住宅融資では金額に比例するように年々増加していった（図2-2）。

こうした状況について，『企業実務』では，「従来，競争率の相当激しかったこの融資も，最近では，資金量の増加に伴って非常に高い融資決定率を示しており，中小企業であっても，施設の設置能力や資金の償還能力があれば，大した問題もなく融資が受けられるようになっていいる」とあり，年金福祉事業団の融資決定率の高さが指摘されている。

また，年金福祉事業団設立の主旨を省みても，あくまで年金拠出者である被保険者への福祉還元が第一優先事項としてあったことが，被保険者にとっての融資の利用のしやすさを意識した制度設計に繋がっていたものと考えられる。

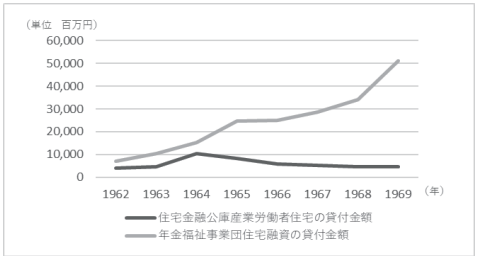


図 2-1 住宅金融公庫の産業労働者住宅貸付金額と年金福祉事業団の住宅融資の貸付金額の推移比較

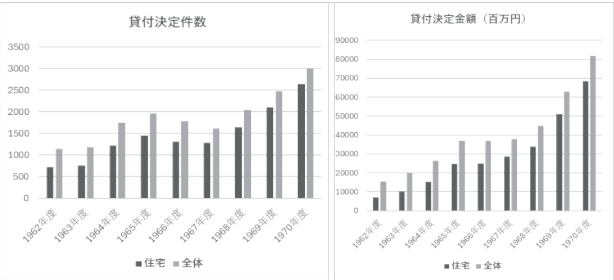


図 2-2 年金福祉事業団融資の貸付決定件数および金額の推移

表 2-1 住宅金融公庫と年金福祉事業団の住宅融資制度の要点比較		
	住宅金融公庫による産業労働者住宅建設資金の貸付制度	年金福祉事業団の住宅融資制度
所管省庁	建設省	厚生省
趣旨	労働者の住宅数の確保のため低利で融資する	被保険者への福祉還元のために融資する
貸付対象となる住宅	被雇用者が入居する住宅	被雇用者が入居する住宅
	賃貸、昭和42年度からは分譲も	賃貸、昭和41年度からは分譲も
	細かな建設基準	任意の設計が可能
貸付限度額	耐火、簡易耐火…6割	大企業…100分の70
	木造…5割5分	中小企業、その他の法人…100分の90
年利	年6分5厘	大企業…年7%
		中小企業、その他の法人…年6.5%
		産業労働者住宅資金の貸付の相手方以外…年5.5%
償還期限	耐火…35年以内	耐火…35年以内
	簡易耐火…25年以内	簡易耐火…25年以内
	木造…18年以内	木造…18年以内

3. 年金福祉事業団による融資住宅の事例検証

では実際に年金福祉事業団の住宅融資が投入された事例にはどのようなものがあるのか。対象を、1962年度の融資決定先のうち中小企業の事業協同組合が建設した従業員共同住宅に絞り（表 1-1）、調査した。今回、史資料を発見でき、現地調査により詳細が明らかにできたのは表 1-1 の 10 事例中 6 事例で、さらに事例ごとで明らかにできた内容には誤差もあることは事前に断らなければならないが、それぞれについて報告する。

3.1 協同組合札幌木工センター（北海道）

1) 組合設立と事業化の経緯

『札幌市史第 5 巻（通史 5 上）』（2002 年）^{文13)}や『北海道新聞』^{注5)}によれば、1959 年に札幌市は市内の家具・建具業者を一箇所に集め、団地化する計画を開始し、1961 年 2 月に協同組合札幌木工センターが結成された。この時、協同組合の母体となったのは、札幌家具工業協同組合と札幌建具工業協同組合で、市と両組合が協力して土地の選定など計画実行に動き出した。

この計画は通産省の新政策である「中小企業の工場団地化」の助成事業として進められたものである。これは市街地の中に孤立して設備近代化が遅れている町工場を集団移動させ、三か年計画で用地の造成、工場建設、共同施設の整備をはかり、中小企業のモデル工場を建設しようという構想で、初年度の 1961 年度に 3 億円の政府助成費が決定し、全国 10 地区がその対象地に選ばれた。これに札幌も選ばれたのである。

2) 木工センターと従業員共同住宅の建設地

『北海道新聞』1961 年 7 月 26 日の記事によれば、木工センターの敷地は、国鉄琴似駅から約 3 km 手稲寄りの線路南側 16 万 9 千平方メートルの農地に決定された。1963 年 10 月には 19 工場の移転が完了し、1965 年 5 月には 33 工場の移転が完了、共同加工場や共同乾燥場などの共同施設に加え、従業員住宅、独身寮も完成した。

図 3-1 は『札幌木工団地のあらまし』（出版年不明）^{文14)}に掲載された工場団地の配置図である。これを図 3-2

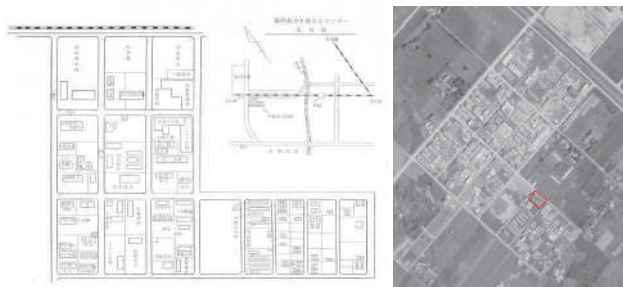


図 3-1（左） 札幌木工センターの配置図

図 3-2（右） 1966 年 7 月撮影の国土地理院空中写真に加筆

の 1966 年 7 月撮影の国土地理院空中写真に重ねると、従業員住宅や独身寮とみられる建物が確認できる。

3) 従業員共同住宅の構想図

札幌木工センターの理事長を務めた一人である西野清太郎が、『集団工場造成を省みて』（1965 年）^{文15)}という冊子をまとめており、この中で「従業員住宅の構想図」（図 3-3）が示されている。これをみると、平屋建て切妻屋根の共同住宅が 2 棟描かれており、1 棟につき戸数は 4 戸であることが扉や煙突の数から推察できる。これらの特徴は表 1-1 に示した貸付対象事業内容とは差異があるため留意する必要がある。



図 3-3 従業員住宅の構想図

4) 年金福祉事業団の融資活用に至った経緯

『集団工場造成を省みて』には、なぜ従業員共同住宅の建設に年金福祉事業団の融資を活用することになったのかについても記されている。これによれば、多忙のなか従業員共同住宅の建設資金調達にむけて本格的に動き始めることができたのは 1961 年末ごろだったが、この資金調達が難航することになった。その理由が四つ挙げられている。一つ目に、中小企業振興資金助成法では、住宅等福利厚生施設についての施策がなされていなかったこと、二つ目に、市中銀行では長期の融資が得られず、短期の融資を受けたとしても償還が困難だったこと、三つ目に、住宅金融公庫などの機関より貸付けを受ける場合、償還は長期であるが、建設上に厳しい規定があり、建設費が高くなり、また必要とする戸数の確保が困難であるのみならず、団地専用住宅としての特別扱いは受け付けてくれず、その上割当の決定がいつになるか分からないこと、四つ目に、商工組合中央金庫等、政府金融機関は、住宅建設資金の貸付をしていなかったことである。

こうして奔走しているうち、年金福祉事業団が設立され、年金積立金の還元融資策が決定したため、これに早速申し込み融資確保に成功した。ただし、この申し込みに際しても、最初の申し込みでは金額が膨大すぎることで、従業員住宅であればもっと安価なものを建てろという理由で却下された。しかし、ここで西野氏は、「従業員の住宅だからこと、毎日の生活を楽しむことのできる感じのよいのを建ててやるべきだ」と主張し、最終的には

減額されたものの、約 3000 万円の融資を確保し、「やや理想に近い」従業員共同住宅 24 世帯分を建設することができた。

この「3000 万円」で「24 世帯分」建設というのも、表 1-1 に示した貸付対象事業内容とは差異があることには留意しなければならないが、融資決定から計画変更が起こり得たことが指摘できる。

一連の中で、住宅金融公庫ではなく年金福祉事業団の融資が最適と判断された理由が示されており、建設基準の有無が大きく影響したことが読み取れる。これは 2.3 の 3) で指摘したことを裏付けている。

また、西野氏の従業員住宅の質に対してのこだわりが記されていることも重要で、高度成長期に人材を確保するための企業努力として高品質の住宅の整備が求められたことも指摘できる。

札幌木工センターは、敷地西側は工場で埋め尽くされたが、共同住宅が建設された東側は一般住宅が立ち並ぶエリアとなったことが、1969 年の住宅地図（ゼンリン社など）からうかがえる。現在では西側の工場が建ち並んだエリアも大型商業施設などの進出により、10 分の 1 程度に規模を縮小していることが現地調査によりわかった。

3.2 酒田卸業住宅協同組合（山形県）

1) 歴代の組合代表者

酒田卸業住宅協同組合については史資料に記録がないため、『山形県年鑑』（1968～1972 年版）^{文 16)}や『荘内大観』（1972 年）^{文 17)}、『日本会社録』（1962 年）^{文 18)}、『日本信用紳士録』（1968 年）^{文 19)}などから、組合の歴代代表者を調査し、そこから組合の実態を推察する。

すると、酒田卸業住宅協同組合の代表者として 5 名の氏名が明らかとなった。これらの人物はいずれも会社経営者であり、中には商工会議所会頭を務めた者もいた。組合の設立経緯は明らかではないが、酒田市内の卸業者が複数集まり共同で従業員住宅を建設するためのものだったと推察できる。

2) 従業員共同住宅の建設地

1) に示した歴代の組合代表者が経営した企業のうち、現在も存続している企業に対して電話取材を実施した。そのうち回答があったのは 1 企業のみであったが、ここから、従業員共同住宅が酒田市緑町に立地したことがわかった。そこで、酒田市緑町のゼンリン住宅地図と、国土地理院の空中写真から具体的な建設地を特定した。

従業員共同住宅の建設地を図 3-4、図 3-5 に示す。図 3-4 は 1962 年、図 3-5 は 1976 年の国土地理院空中写真に加筆した。これらから、従業員共同住宅の周辺環境は、はじめ田地であったところから徐々に宅地化していったことがわかる。これについては『みどり自治会結成 20

年の歩み』（1985 年）^{文 20)}から、緑町の土地区画整理は 1964 年以降に施工されていることがわかった。つまり、1963 年竣工の酒田卸業職員寮は緑町の土地区画整理施工以前に竣工しており、郊外住宅の建設が進むと見込まれる場所に立地したと考えられる。

3) 従業員共同住宅の構造及び規模

従業員共同住宅の構造及び規模については、『中小企業団体等による共同労働福祉施設の実例』（1964 年）^{文 21)}や、『中小企業主等が行なう共同労働福祉施設 昭和 42 年度（資料；第 2）』（出版年不明）^{文 22)}に記載されている。これらによれば、従業員共同住宅の名称を「酒田卸業職員寮」といい、竣工年は 1963 年、鉄筋コンクリート造 3 階建て 2 棟が 3,900 m²の敷地に建つもので、収容能力は 120 人 30 世帯とある。確かに空中写真やゼンリン住宅地図では 2 棟の共同住宅が確認できる。しかしこれらの特徴は、表 1-1 に示した貸付対象事業内容とは差異がある。

また、間取りに関しては「日本住宅公団仕様 No. 5（2DK）」との記述がある。「No. 5」が具体的に日本住宅公団のどの仕様を指すのか不明だが、少なくとも、酒田卸業職員寮の建設の際には、日本住宅公団の 2DK の標準設計プランのうちいずれかが用いられたと考えられる。



図 3-4（左） 1962 年撮影の国土地理院空中写真に加筆

図 3-5（右） 1976 年撮影の国土地理院空中写真に加筆

4) 従業員共同住宅の建設資金内訳

酒田卸業職員寮の設置費の総額と内訳については、『中小企業団体等による共同労働福祉施設の実例』には、「総工費 4000 万円、自己資金 300 万円、補助 300 万円、厚年 3300 万円」とある。しかし、『中小企業主等が行う共同労働福祉施設 昭和 42 年度（資料；第 2）』には、「総工費 3,600 万円、年金福祉事業団融資 2,770 万円、自己資金 600 万円、その他 230 万円」とある。双方で示された値が異なり、さらに表 1-1 に示すものとも異なることに留意する必要がある、あるいは札幌木工センターの実例でも指摘したとおり融資決定から計画変更が起こった可能性が考えられる。

酒田卸業職員寮のその後は、住宅地図（ゼンリン社）の記載をたどると、1989 年版では従業員共同住宅ではなくなり組合加入企業の施設となった。さらに 2000 年版では建物自体の表記がなくなり、現地調査により跡地には現在では戸建て住宅が立ち並んでいることがわかった。

3.3 中央商店街協同組合（新潟県）

1) 組合設立の経緯と事業化の経緯

『新潟市史通史編5 現代』(1997年)^{文23)}などによれば、戦前から卸店街として繁栄していた新潟市古町七、八、九番町が戦後1950年にアーケードや街頭放送施設を設けるなどの共同活動のために結成した事業協同組合が中央商店街協同組合であった。高度成長期を迎えた1960年前後には従業員共同住宅の建設計画を立ち上げ、1962年2月中に着工する目処を付けたと『新潟日報』^{注6)}1962年1月6日の記事にあった。

新潟市文書館の天明町風間氏収集文書から、『厚生年金 中央商店 青雲寮 1963』という冊子が発見され、従業員共同住宅の完成を記念して作成された冊子であることがわかった。冊子巻頭に記された、衆議院議員で中央商店街協同組合顧問の小沢辰男氏、中央商店街協同組合理事長の大矢庄一氏、中央商店街協同組合専務理事の目黒武尚氏の3名の「お祝の言葉」からは、「最近の雇用問題からみて店員の厚生福祉施設の充実が急務であり店員住宅の建設こそ最も大事であると痛感して御世話」したとあるなど、雇用問題を解決するために福利厚生施設が必要だという背景から待望されて建設されたことがうかがえる。

2) 従業員共同住宅の建設地

『厚生年金 中央商店 青雲寮 1963』に掲載された地図(図3-6)より、建設地は古町12番町の日和山であったことがわかった。1969年の市街地図^{注7)}にその位置を示すと、墓地の一角が整備され青雲寮と考えられるL字型の建物が建設された様子がわかる(図3-7)。この同墓地は、『新潟日報』1962年1月6日の記事によれば市所有の共同墓地で、『新潟市史下巻』(1934年)^{文24)}p.905の「日和山下四ツ屋町の墓域に」という記述から戦前には既に整備されていたと考えられる。この立地は古町七、八、九番町からは徒歩15分程度に位置し、建設された当時としては市街地と田地のほぼ境界線上にあたる。



図3-6(左) 『厚生年金 中央商店 青雲寮 1963』掲載の地図

図3-7(右) 1969年の市街地図を元に加筆

3) 従業員共同住宅の構造及び規模

『厚生年金 中央商店 青雲寮 1963』には設計監理は小林設計事務所とあり、イメージパース(図3-8)や図面

(図3-9)も掲載されていた。構造は鉄筋コンクリート造4階建てで、1階は床面積337.7575㎡で会議室、談話室、管理室、浴室、洗濯室、機械室、食堂、厨房、ポンプ室、トイレを配し、2～4階は各階床面積301.3075㎡で各個室、休養室、トイレを配している。各個室の平面図、展開図を見ると、押入と二段ベッドが据え付けられたワンルームで、説明書きによれば1室定員は4名であった。

個室はかなりコンパクトなつくりであるといえる。一方で共用部においては会議室や談話室、食堂などが設置されており、従業員の福祉向上の意図が読み取れる。

待望されて建設された青雲寮であったが、建設の2年後には入居者の減少により経営困難となり、新潟市に買収・改修され、「勤労青少年ホーム」に用途転用されたことが『勤労青少年ホーム25年のあゆみ』^{文25)}からわかった。なお、その後建物は取り壊され、現存しない。



図3-8 『厚生年金 中央商店 青雲寮 1963』掲載のパース

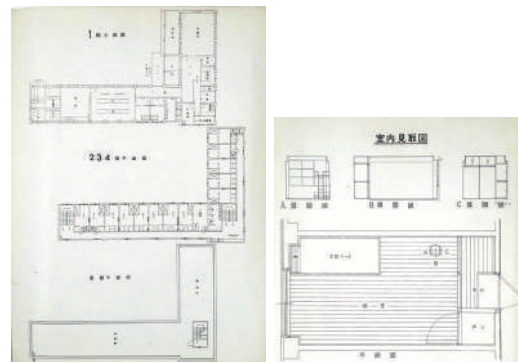


図3-9 『厚生年金 中央商店 青雲寮 1963』掲載の平面図等

3.4 岐阜繊維センター芝原協同組合（岐阜県）^{注8)}

1) 組合設立と事業化の経緯

岐阜繊維センター芝原協同組合の結成経緯、事業の成立経緯については、『岐阜市史』や『岐阜既製服産業発展史』から、戦後岐阜駅前に形成された繊維問屋街内部で、1950年代半ばごろから既製の生産能力向上のために共同工場をはじめとした共同施設を建設する動きが出てきたことが発端であった。それまでは駅前に建ち並ぶ商店がそれぞれで既製の生産を行っていたが、郊外地に共同工場を建設し、そこで働く従業員用の住宅も併設するという団地造成計画が持ち上がり、この事業推進母体として1961年に岐阜繊維センター芝原協同組合が結成された。

2) 従業員共同住宅の建設地

敷地は岐阜市の隣接する本巣郡北方町の農地に選定され、団地造成は北方町と岐阜繊維センター芝原協同組合との共同事業として進められることとなり、契約書が交わされた。農地転用や排水路の設置方法、周辺道路の拡幅などにおいて、双方の協力のもとで進められることとなり、工場従業員の採用に関しては、北方町の地元住民の就職希望者を最優先的に採用することも約束された。

しかしながら、当初計画されていた共同工場の建設自体は頓挫してしまっただようである。住宅の建設完了は1964年撮影の国土地理院空中写真（図3-10）から確認できたものの、共同工場が完成し稼働した実態は確認できなかった。前述した札幌木工センターや、後述する岡山鉄工センターは国の政策のもとで大規模に造成されたが、岐阜繊維センター芝原はそれには該当しなかった。



図3-10 1964年撮影の国土地理院空中写真に加筆^{注9)}

3) 従業員共同住宅の構造及び規模

本事例で建設された住宅は、木造平屋建ての独立住宅で、全48戸分が建設された（図3-11）。『東海繊維経済新聞』^{注10)}1964年5月4日の記事によれば、この団地造成での融資は「年金福祉事業団による共同木造世帯向け住宅としては全国で第一号のもの」と報じられ、実際、1962年度の融資決定先リストからも木造で建設された住宅は本事例のみであることがわかる。

規模は、登記簿によれば床面積は48.66平方メートルで、間取りは不動産業者が現在取り扱っている間取り図から六畳が二間と押入にダイニング・キッチン、風呂、トイレが付いていたと考えられる（図3-12）。

なお、本事例は現在も一部の住宅が現存している。一部の土地建物の登記簿の調査により、土地建物とも、1975年に組合から個人へと払い下げられたことがわかった。



図3-11（左）建設当時の従業員住宅の写真^{注11)}

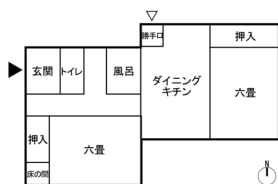


図3-12（右）従業員住宅の間取り^{注12)}

3.5 協同組合浜優専門店会（静岡県）

1) 組合設立の経緯

『浜松市史第四巻』（2012年）^{文26)}に、浜優専門店会に関する記述がある。これによれば、戦後経済情勢が落ち着いて各商店のサービス戦が活発に行われるようになると、専門店は大パートやスーパーマーケットに対抗するために協同組合組織による専門店会を結成する流れが生まれた。浜優専門店会は1952年12月に86店の参加により設立された。従業員共同住宅を建設するに至った経緯は判然としないが、商店街の商店主らで共同して従業員の福利厚生の上を図ろうとしたものと考えられる。

2) 従業員共同住宅の設計者

『設計事務所便覧 1967・全国版』（1966年）^{文27)}に、(株)水野建築事務所の「主なる作品とオーナー」として「浜優専門店会会館（浜優専門店会）」が挙げられている。これが浜優専門店会の建設した従業員共同住宅と考えられる。当時所長を務めていた水野瑛朗氏とその家族に手紙取材を実施し、浜優専門店会会館の原図一式を提供いただくことができた。

3) 従業員共同住宅の建設地

原図に描かれた地図（図3-13）と、1965年の住宅地図とを照らし合わせてわかった浜優専門店会会館の建設地を、1962年8月撮影の国土地理院空中写真に示す（図3-14）。この時点では浜優専門店会会館は建設前だが、すでに別の建物が建っていることがうかがえる。1958年から1960年の住宅地図を見ると、これらには「浜優専門店会」と記されている。すなわち、従業員共同住宅が建設される以前に、すでにここには浜優専門店会に關係する建物が立地していたということである。



図3-13（左）原図に描かれた地図



図3-14（右）1962年撮影の国土地理院空中写真

4) 従業員共同住宅の構造及び規模

原図の平面図（図3-15）により、敷地は間口が6.65mと狭く奥行きが24.9mと深い短冊状であり、建物は東側の前面道路に面しては奥行き3.66mの前庭を持ち、南北の隣地境界線に対してはほぼいっぱい建つことがわかる。また西側には浄化槽を持つ。

構造は鉄筋コンクリート造5階建てで、1階は114.28㎡で管理事務室、ポンプ室、湯沸室、トイレ、教養室を配し、2～4階は個室が16室と共同トイレを配し、5階は個室2室と娛樂室を配しかつ屋上を持つことがわかる。個室は狭小と言わざるを得ないが、一方で共用部にある教養室と娛樂室は広くスペースが取られており、従業員の福祉向上への配慮がうかがえる。

浜優専門店会会館の従業員住宅の建物は現存している（図3-16）。ただし、現在は雑居ビル化していることが現地調査からわかった。住宅地図（ゼンリン社）の記載をたどると、浜優専門店会とそれ以外の企業が同時に入居する傾向は1976年から見られた。2006年には浜優専門店会の表記がみられなくなることから、これ以降で所有権移転が起こったことが推察できる。

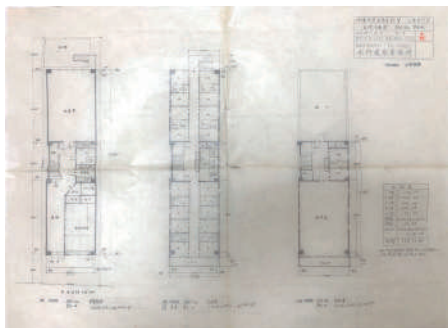


図3-15 従業員住宅の平面図



図3-16 浜優専門店会会館だった建物の現在の様子

3.6 協同組合岡山鉄工センター（岡山県）

1) 組合設立と事業化の経緯

『岡山市史産業経済編』（1966年）^{文28}、『国民金融公庫調査月報（13）』^{文29}などから次のことがわかった。1959年ごろから機械金属関係の中小下請業者の受注量が急増すると、各企業は生産力増大のための工場拡張や従業員の確保に迫られ、土地の取得難や騒音防止などの問題に直面した。特に新三菱重工三原工場の下請協力工場が集まってできた岡山機械器具工業協同組合において打開策が検討され、1960年6月に、工場拡張のために新たな土地に集団で移転するという計画案を市経済部、県商工部に相談した。これがちょうど1960年9月に中小企業庁から県に対し、中小企業工場団地の構想、計画があれば

提出するようにとの連絡があったことと時期が重なり、県・市・組合とで協力して工場団地化の具体的な計画が作成されることになった。

結果として、札幌木工センターと同様に通産省の「中小企業の工場団地化」助成事業の全国10地区のうちに選ばれ、最終的には岡山機械器具工業協同組合と岡山県製罐工業協同組合、合わせて32企業で、1961年5月22日、協同組合岡山鉄工センターが結成され、団地化計画が進められていくこととなった。

2) 鉄工センターと従業員共同住宅の建設地

『岡山市史産業経済編』や『国民金融公庫調査月報（13）』によれば、岡山鉄工センターは、岡山市白石久米地区の岡山、倉敷を結ぶ国道2号線沿いに位置した。『山陽新聞』^{注13}1961年1月7日の記事によれば、ここはもともと農地であり、その買い上げに地元市議なども協力して用地確保に努めたようである。工場からの騒音問題を最小限に収めるために、郊外に計画地を求めたのだった。

工場団地内の配置図は、現在も同じ場所で稼働する岡山鉄工センターへの現地取材を実施し、ご提供いただいた関係資料一式の中から発見された（図3-16）。これによれば、「独身寮」や「共同住宅」は敷地の東側、南北と中央あたりに計画されたことがわかる。

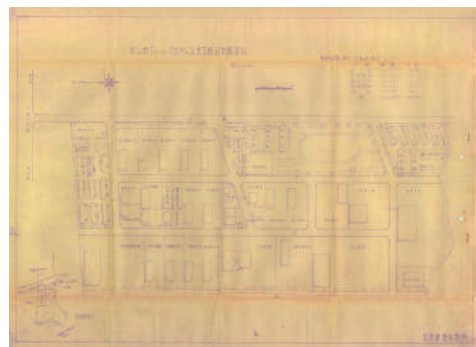


図3-16 1962年11月岡山鉄工センター申請書類の中から発見された配置図

3) 従業員共同住宅の構造及び規模

岡山鉄工センター提供資料から、1962年当時の写真（図3-17）、年金福祉事業団からの貸付決定通知書（図3-18）が発見された。これらにより、1962年度の年金福祉事業団の融資で建設されたのは敷地の東側中央の「独身寮」と考えられる。建築図面は発見されず詳細な間取りは明らかでないが、規模・構造については貸付決定通知書から「ブロック造2階部分2棟」と「ブロック造平屋1棟」とわかり、96人を収容できた。また、共同浴場や共同トイレなどを有していたことが、2001年の解体前のアンケート調査結果（共同浴場・共同トイレ等

は時代に合っていない、という回答) からうかがえる。

なお、上記アンケートの後に独身寮は解体され、現存しない。ただし、岡山鉄工センター自体は現在も稼働しており、独身寮の他にも建設された共同住宅は、工場用地として転用され、団地外に移転し、その後リノベーションされて使用され続けていることが岡山鉄工センター提供資料からわかった。



図 3-17 (左) 独身寮の写真

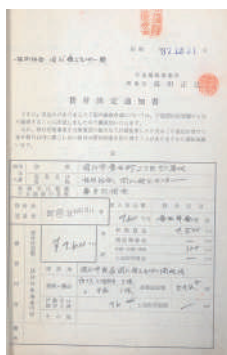


図 3-18 (右) 貸付決定通知書

4. 年金福祉事業団の住宅融資が果たした役割

以上 3. では年金福祉事業団の住宅融資を用いて建設された従業員共同住宅の事例をみてきた。協同組合札幌木工センターや協同組合岡山鉄工センターのように国の政策による大規模工場団地開発の付帯事業としての住宅建設もあれば、中央商店街協同組合のように個別商店の共同事業としての住宅建設もあった。酒田卸業協同組合や協同組合浜優専門店会も後者だと考えられる。岐阜繊維センター芝原協同組合は個別の商店が共同化して自力で工場団地を開発しようとし、その付帯事業としての住宅建設であった(ただし工場までは完成しなかった)。

それぞれの住宅の特徴としては、集合住宅の形式をとるものがほとんどで、岐阜繊維センター芝原協同組合の事例のみ、独立住宅であった。

集合住宅の形式の場合は、会議室や談話室や食堂など、従業員の福祉向上に配慮した空間が共用部に設けられる場合が多かったであろうことが中央商店街協同組合や浜優専門店会の事例から推察できる。一方で、トイレや風呂は共用で、個室の床面積や設備は必要最低限にとどまっていた場合も多かったであろうことが同 2 事例に加えて岡山鉄工センターの事例からも推察できる。

こうした事情に関しては、協同組合札幌木工センターの事例においてみられた必要戸数の確保に骨を折った経緯や、札幌木工センターや中央商店街協同組合においてみられた組合側の住宅の質向上に懸ける思いを総合したときに、個室の床面積や設備は必要最低限として共用部を充実させることは、大勢いるすべての入居者(すなわち従業員)に平等に満足感を与えつつ建設費を抑える設計手法として有効だったものと考えられる。

それまで、商店であっても家内工業であっても、そこでの労働者は、店舗・施設内に住み込みとして働くものであったが、戦後の経済成長期となると、人口流入により都市部で働く労働者が増加し、労働者に施設外の専用の住宅を供給することが、労働者の福祉向上策として求められるようになっていった。『これからの店員指導続・店員管理のコツ』(1961 年)^{文 30)}では、若い店員に一生懸命働いてもらうには店側はゆっくり疲れをとれるような店員生活を楽しめる設備や、各種の福利厚生に意を用いることが重要と指摘しており、中央商店街協同組合の事例も雇用問題の解決のためには「店員の厚生福祉施設の充実が急務」と建設された背景があった。すなわち、「個室」と「福祉施設」を備えることが従業員共同住宅の至上命題だったと考えられる。

これを実現するには、協同組合札幌木工センターでもみられたとおり住宅金融公庫などの機関の貸付条件では建設上に厳しい規定があり建設費が高くなってしまい、結果として必要戸数が確保できなくなってしまう。そこに応えたのが年金福祉事業団なのであった。年金福祉事業団融資が住宅金融公庫はじめ戦後の他の住宅供給政策とどのように違ったのかについて、『現代大都市の諸問題第 1 巻』(1966 年)^{文 30)}では、田村浩一が「第 4 章わが国における住宅開発の諸方式」において、公的住宅建設には、公団方式(国)、公営方式(地方自治体)、民営方式(公庫住宅)があり、特殊方式として年金住宅(年金福祉事業団融資による住宅のこと)があるが、年金住宅は、農協、健保関係の組合(法人)、宗教法人、公益法人、社会福祉法人、および厚生年金保険関係者の法人など融資対象を限定していたところに他との相違点があったとした。つまり、他の方式では漏れてしまう融資対象を特殊に補完するものとして、年金福祉事業団は画期的だったのである。

5. 結び

以上本研究では、戦後住宅供給政策が進行するなかで年金福祉事業団が設立された経緯と、すでに労働者住宅への貸付制度として存在していた住宅金融公庫の産業労働者住宅貸付制度と比較しながら制度的特徴を整理し、実際に融資開始初年度に建設された事例の内容を検証した。

年金福祉事業団の住宅融資制度の重要な特徴は、被保険者に直接還元融資する制度だったこと、住宅の設計基準がなく融資を受ける者が要件の範囲内で任意の設計をできたことであり、中小企業にとって使い勝手のよい制度設計となっていた。戦後、特に高度成長期という従業員住宅の戸数の確保と福祉向上が求められるようになった時代において、中小企業は事業協同組合を結成し従業員住宅を共同建設することで課題に対処しようとした。

その需要に応えるかたちで、年金福祉事業団の住宅融資は全国各地の従業員住宅に次々投入され、そのもとで相当な数の住宅が建設された。すなわち、この貸付制度が建設省の住宅金融公庫の貸付よりも多額の貸付を行い、実際に多くの住宅建設を実現していることが了解できたが、その点からは、この制度が、この時期の量的な住宅供給に大きく貢献したものであったと判断できる。また、企業・団体による共同化を目指す住宅建設事業がこの制度の利用により実現されたことを確認できた点からは、この制度が、共同化により住宅の質的な向上を目指すという、この時期の一つの住宅の質的向上を進めるために貢献したものとなったとも判断できるであろう。

これをより明確にするには本研究の対象は融資事業開始初年度の事例と限定的であったため、今後はその後の融資住宅の事例の検証と、また今回の事例がその後どうなったのかについても追跡調査が必要であり、今後の課題としたい。

<謝辞>

本研究を進めるにあたり、協同組合札幌木工センターのみなさま、新潟市の中央商店街協同組合のみなさま、酒田市の棚大谷事務機のみなさま、浜松市の水野設計事務所の関係者のみなさま、岡山鉄工センターのみなさまには多大なご協力を頂きました。ここに厚く御礼申し上げます。

<注>

- 1) 本節については参考文献2)より整理しまとめた。
- 2) 本節については参考文献6)より整理しまとめた。
- 3) 本節については参考文献7)より整理しまとめた。
- 4) 本節については参考文献6)より整理しまとめた。
- 5) 北海道新聞は、1887年に札幌市で創業した北海新聞社により、1942年に道内11紙が統合され創刊された。
- 6) 新潟日報は、1942年に3紙の合併により創刊された。
- 7) 今昔マップより
- 8) 本節については参考文献5)より整理しまとめた。
- 9) 参考文献5)より転載
- 10) 東海繊維経済新聞は、1953年に岐阜市で創刊された。
- 11) 参考文献5)より転載
- 12) 参考文献5)より転載
- 13) 山陽新聞は、1879年に創刊された。

<参考文献>

- 1) 住田 昌二：戦後住宅供給政策の検証，すまいろん（夏），No. 23，pp. 45～66，住総研，1992. 7
- 2) 本間 義人：戦後住宅政策の検証，信山社出版株式会社，2004
- 3) <住宅相談(2)>38年度住宅予算のあらましとその性格，賃金と社会保障，労働旬報社，1963. 5
- 4) 社宅研究会編著：社宅街 企業が育んだ住宅地，学芸出版社，2009
- 5) 荒木菜見子・中川理：戦後岐阜市における繊維問屋関連企業による従業員住宅の建設，中川理・空想から計画へ編集委員会編著：空想から計画へ，第16章，思文閣出版，2021
- 6) 年金福祉事業団編：年金福祉事業団十年史，厚生出版社，1972

- 7) 住宅金融公庫総務部編：住宅金融公庫十年史，住宅金融公庫，1960
- 8) 労働省編：労働関係融資制度の手引き，労働法令協会，1968
- 9) 旬刊福利厚生，392，労務研究所，1963. 1
- 10) 住民と自治，1964年9月号，自治体問題研究所，1964. 9
- 11) 建築法規集第7，理工図書，1958
- 12) 企業実務，日本実業出版社，1966
- 13) 札幌市：札幌市史第5巻（通史5上），札幌市，2002. 3
- 14) 札幌木工団地のあらまし，協同組合札幌木工センター，出版年不明
- 15) 西野清太郎：集団工場造成を省みて，1965
- 16) 山形新聞編集局企画部編：山形県年鑑 1968 年版，山形新聞社，1968 ほか
- 17) 荘内大観 1973，荘内日報社，1972
- 18) 日本会社録第2版，交詢社出版局，1962
- 19) 東興秘密探偵社編集部：日本信用紳士録全国 1969 年版，東興秘密探偵社，1968
- 20) 酒田市緑町北自治会：みどり自治会結成 20 年の歩み，酒田市緑町北自治会，1985
- 21) 中小企業団体等による共同労働福祉施設の事例，労働省労政局，1964
- 22) 中小企業主等が行なう共同労働福祉施設 昭和 42 年度（資料；第2），労働省労政局，出版年不明
- 23) 新潟市史編さん現代史部会編：新潟市史通史編 5 現代，新潟市，1997. 3
- 24) 新潟市編：新潟市史下巻，新潟市，1934
- 25) 新潟市勤労青少年ホーム編：勤労青少年ホーム 25 年のあゆみ，新潟市勤労青少年ホーム，発行年不明
- 26) 浜松市編：浜松市史第四巻，浜松市，2012
- 27) 設計事務所便覧 1967・全国版，日刊建設工業新聞社，1966
- 28) 岡山市史編集委員会編：岡山市史産業経済編，岡山市，1966
- 29) 国民金融公庫総合研究所編：国民金融公庫調査月報(13)，中小企業リサーチセンター，1962. 3
- 30) 高橋重一：これからの店員指導 続・店員管理のコツ，中小企業診断協会，1961
- 31) 日本地域開発センター：現代大都市の諸問題第1巻，財団法人日本地域開発センター，1966 年

<研究協力者>

和田 蒔 岐阜工業高等専門学校建築学科助教